## 札幌保健医療大学における公的研究費等の使用に関する行動規範

平成27年3月1日制定

公的研究費等(※)の不正使用は、社会からの信頼と負託を大きく損なうものであり、それを起こした者が所属する機関だけでなく、我が国全体の学術研究の発展をも阻害しかねない。

このことを踏まえ、本学では、次のとおり公的研究費等の使用に関する行動規範を定める。 本学の教職員は、これを誠実に実行しなければならない。

- 1. 教職員は、公的研究費等が大学の管理する公的な資金であることを認識し、公正かつ効率的に使用しなければならない。
- 2. 教職員は、公的研究費等の使用にあたり、当該費用の配分機関が定める各種規則及び本学が定める規程等の使用ルール、その他関係する法令・通知等を遵守するとともに、常に説明責任を果たすものとして行動する。
- 3. 教職員は、公的研究費等の原資が国民の税金等で賄われていることを認識し、研究者においては 適正かつ計画的・効率的な使用に努め、事務職員においては機関管理の主体的な役割を担うよう行 動する。
- 4. 教職員は、相互の理解と緊密な連携を図り、協力して公的研究費等の不正使用を未然に防止するよう行動する。
- 5. 事務職員は、専門能力をもって公的研究費等の適正な執行を確保しつつ、効率的な研究遂行を目指した事務を担う立場にあることを自覚して行動する。
- 6. 教職員は、公的研究費等の使用に当たり取引業者との関係において国民の不信や疑惑を招くこと のないよう公正に行動する。
- 7. 教職員は、公的研究費等の取扱いに関する研修等に積極的に参加し、関係法令等の知識習得、事 務処理手続き及び使用ルールの理解に努めるよう行動する。
- (※)公的研究費等とは、本学公的研究費等取扱規程第2条に規定する経費等をいう。